

入札公告

福島県兵籍システム賃貸借及び運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年7月12日

福島県知事 内堀 雅雄

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県兵籍システム賃貸借及び運用保守業務 一式
- 2 業務の仕様等 仕様書による
- 3 設置期限 令和5年9月30日（土）
（ここまでにシステム稼働に必要な準備作業を完了させること）
- 4 設置場所 仕様書による

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 4 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 本公告に示した仕様に合致した業務もしくはこれと類似する業務について履行実績があり、かつ、確実に履行している者であること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 令和5年7月12日（水）から令和5年7月20日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで。
- 2 提出場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部社会福祉課
電話番号 024-521-7923
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、令和5年7月20日（木）午後5時15分まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - ア 場所 三の2に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県ホームページにおいて公開する。
 - イ 期間 令和5年7月12日（水）～令和5年7月26日（水）
- 2 入札説明会 行わない。
- 3 入札及び開札の日時 令和5年7月27日（木） 午後2時
- 4 入札及び開札の場所
自治会館 3階特別会議室
住所：福島県福島市中町8-2
- 5 その他 郵便による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、記載する額は、契約期間の全体額とすること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。